

東地申
第08号

「2025年3月ダイヤ改正等について」の申し入れ

【区所別・埼京運輸区】団体交渉を実施(その4)

7. 平日と休日の出退勤の変更によって訓練が受講できない場合が発生していることから、柔軟に訓練時間の設定を行えるようにすること。

回答：定例訓練については、箇所で調整し決定しているものである。

(組)訓練時間の設定を変える事は出来るのか？

(会)変える事は出来る。確認 現行、曜日にかかわらず期間、時間を明確にしているので、計画は立てやすいと思う。

(組)平・休で訓練時間の設定を変える事も可能か？

(会)可能であるが、指導担当の業務が煩雑になる部分がある。

(組)予備勤務者が訓練に出席出来るように、勤務を作成するべきだ。

(会)最大限配慮する。確認

8. 埼京運輸区及び関係する以下の設備を改善すること。

①埼京運輸区にシャワー室を設置すること。

②埼京運輸区に洗濯機、乾燥機を設置すること。

③池袋統括センター乗務ユニット別館(旧池袋車掌区)の寝室に設置されているエアコンを個別エアコンに改善し、池袋運輸区乗泊を改善すること。

④居流し行路は、埼京運輸区内の寝室を利用できるようにすること。

⑤板橋駅構内にある乗務員休養室のトイレにウォシュレットを整備すること。

回答：埼京運輸区の寝室は、当直や指導担当が使用している。なお、シャワー室、洗濯機、乾燥機を整備する計画はない。また、池袋統括センター乗務ユニット寝室のエアコン及び板橋駅構内の乗務員休憩室トイレの改修計画はない。引き続き、状況は把握していく考えである。

①

(組)寝室とお風呂を設置する事が前程。寝室とお風呂が設置出来ないのであればシャワー室を設置してほしい。現状大崎運輸区の設備を使用してよいと指導されているが、歩いて向かうのは負担がかかる。せめて自区のホテルタイプのシャワーが使用出来ないか？

(会)制約があって乗務員に使わせていない現状になっている。区所の中で設備を使用できるか議論してもらいたい。

(組)シャワー室が設置できない理由は？

(会)大崎運輸区の設備を使用頂く事で機能していると判断している。

(組)昨年の夏の酷暑は制服の色が変わるほど汗をかいている。せめて自区でシャワーを浴びれないかと意見がある。使用していない部屋があれば、当直に許可を得て順番に使わせてほしい。当直との良いコミュニケーションとなる。

(会)絶対ダメだという事ではない。

(組)寝室の3部屋を日中帯、シャワーを使うことに制約はあるか？

(会)清掃の入るタイミングなど実務的な運用上の制約はある。

(組)ルールの整備が出来れば、シャワー室を使用する事は可能か？

(会)制限をするものではない。

②

(組)洗濯機、乾燥機を置かない理由は？

(会)必要性はないと考える。